

委員会提出議案第3号

精神障害者に対する心身障害者福祉手当の支給等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年12月8日

保健福祉委員会委員長 安 齊 あきら

杉並区議会議長 はなし 俊 郎 様

精神障害者に対する心身障害者福祉手当の支給等を求める意見書

精神障害は、その特性などにより表面上では分かりにくいことから、社会一般の理解が正しく得られていない状況にある。また、障害当事者は、継続的に就労することが困難で、就労以外の収入も障害基礎年金などに限られており、経済的に厳しい状況に置かれている。

現在、長期入所・入院している精神障害者の地域生活への移行が進められているところであるが、安定した住まいの確保に加えて、経済的基盤の保障がなくては、障害当事者は地域で安心して暮らすことができない。

また、精神障害者に対する精神疾患のための通院治療については、自立支援医療により医療費の負担軽減が図られているが、全診療科を対象としていないため、収入の少ない障害当事者にとっては医療費に係る負担が大きい。

平成18年に施行された障害者自立支援法（現行の障害者総合支援法）により、身体、知的、精神障害者に対する法律が一本化され、どの障害も同じように障害福祉サービスを受けることが可能になった。しかし、手当や医療費助成に関しては、精神障害者がなお取り残されたままである。

平成26年1月にわが国が批准した障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としている。この目的に則して、全ての障害者が分け隔てなく、個々の状況に応じた障害福祉サービスなどを受けることにより、誰もが地域の中で安心して住み続けられることが求められる。

よって、杉並区議会は、東京都に対し、精神障害者のおかれている現状を十分ご理解いただき、「心身障害者福祉手当」及び「東京都心身障害者（児）医療費助成」において、精神障害者を適用対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年12月8日

杉並区議会議長名

東京都知事宛